

財政援助団体等監査結果に関する報告

第1 監査の基準

この監査は、浜松市監査基準(令和2年浜松市監査委員告示第2号)に準拠して実施した。

第2 監査の対象

次のとおりである。

1	はままつクリエイティブシティブースター事業実行委員会(財政援助団体監査) ・監査対象負担金 はままつクリエイティブシティブースター事業実行委員会負担金(令和5年度分) ・負担金の所管課 市民部 創造都市・文化振興課
2	浜松シティマラソン実行委員会(財政援助団体監査) ・監査対象負担金 第20回浜松シティマラソン負担金 ・負担金の所管課 市民部 スポーツ振興課
3	浜名湖花博20周年記念事業実行委員会(浜松市部会)(財政援助団体監査) ・監査対象負担金 浜名湖花博20周年記念事業実行委員会負担金(令和5年度分) ・負担金の所管課 都市整備部 緑政課
4	一般財団法人浜松まちづくり公社(出資団体監査) ・市の出資比率 25.1% ・団体の所管課 都市整備部 都市計画課
5	東海ビル管理株式会社・特定非営利活動法人浜松男女共同参画推進協会グループ(公の施設の指定管理者監査) ・公の施設 浜松市男女共同参画・文化芸術活動推進センター ・施設の所管課 市民部 UD・男女共同参画課
6	公益財団法人浜松市文化振興財団(公の施設の指定管理者監査) ・公の施設 浜松市市民音楽ホール ・施設の所管課 市民部 創造都市・文化振興課
7	TRC・遠鉄アシスト共同事業体(公の施設の指定管理者監査) ・公の施設 浜松市立中央図書館駅前分室 ・施設の所管課 市民部 中央図書館
8	中部ガス不動産・日本管財グループ(公の施設の指定管理者監査) ・公の施設 市営住宅 ・施設の所管課 都市整備部 住宅課

第3 監査の範囲

- 1 財政援助団体については、令和5年度に執行された本市からの補助金の交付に係る出納その他の事務について監査を実施した。

また、併せて団体の当該事務に関する所管課の事務について監査を実施した。

- 2 出資団体については、主に令和5年度に執行された出納その他の事務について監査を実施した。
- 3 公の施設の指定管理者については、令和5年度及び令和6年度に執行された管理業務全般について監査を実施した。
また、併せて団体の当該事務に関する所管課の事務について監査を実施した。

第4 監査の期間

令和6年8月1日から令和6年11月21日まで

第5 監査の着眼点及び実施内容

監査の対象及び範囲に示した団体の事務並びにそれに関する所管課の事務について、本市の財政的援助等の目的に沿って適正かつ効率的に行われているかを着眼点とし、検証した。

監査手続については、監査対象部局及び団体から提出された資料及び諸帳簿等関係書類を抽出調査するとともに、関係者から説明を聴取し、関係法令等に基づき適正に執行されているかについて監査を行った。

第6 監査の結果等

1 監査の結果

(1) 結果

上記のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていることが認められた。

(2) 指摘

一部において次のとおり是正・改善を要する事項が見受けられたので、所管課は、適切な是正措置を講じるとともに、団体に対し、適切な是正措置を講じるよう指導・助言されたい。また、団体においては、所管課の指導・助言に応じた適切な措置を講じられたい。

東海ビル管理株式会社・特定非営利活動法人浜松男女共同参画推進協会グループ

(公の施設：浜松市男女共同参画・文化芸術活動推進センター、所管課：UD・男女共同参画課)

利用者の私物(楽器)保管のための占用に係る許可手続及び利用料金等の徴収について(所管課に対するもの)

浜松市男女共同参画・文化芸術活動推進センターにおける利用者の私物(楽器)保管のための占用に関し、令和5年度及び令和6年度において、浜松市男女共同参画・文化芸術活動推進センター条例における利用許可又は浜松市公有財産管理規則に規定する行政財産使用許可に係る手続を行うべきところ、いずれも行っていない。また、これらに係

る利用料金又は使用料の徴収も行っていない。

2 監査の結果に基づく意見

地方自治法第 199 条第 10 項の規定に基づき、監査の結果に関する報告に添えて、意見を次のとおり提出する。

浜名湖花博 20 周年記念事業実行委員会(浜松市部会)

(負担金：浜名湖花博 20 周年記念事業実行委員会負担金(令和 5 年度分)、所管課：都市整備部緑政課)

浜名湖花博 20 周年記念事業について

【現状及び課題】

- ・浜名湖花博 20 周年記念事業(以下「花博」という。)は、令和 6 年 3 月 23 日から同年 6 月 16 日までの 86 日間(ガーデンパークは同年 4 月 6 日から同年 6 月 2 日までの 58 日間)、浜名湖ガーデンパーク(以下「ガーデンパーク」という。)及びはままつフラワーパーク(以下「フラワーパーク」という。)で開催された。
- ・静岡県及び市は、花博の一体的実施により効率的・効果的な事業展開を図るため、実質的な実施主体として浜名湖花博 20 周年記念事業実行委員会(以下「実行委員会」という。)を設立し、実行委員会が広報宣伝等の両会場に共通する業務を担った。また、浜名湖花博 10 周年記念事業の会場運営の手法を改め、実行委員会の中に、県部会及び浜松市部会を設け、原則としてガーデンパークで実施する事業については県部会が、フラワーパークで実施する事業については浜松市部会が、それぞれ企画・運営・実施を主体的に行うとされた。
- ・フラワーパークでは、集客目標の 40 万人を上回る 498,630 人が来場し、ガーデンパークも合わせた花博による県内への経済波及効果について、約 81.3 億円と試算している。
- ・フラワーパークでは、指定管理者による通常運営で管理する庭園や花壇を基盤とし、浜松市部会が花博事業として新たにメイン花壇を整備するなど、指定管理者との協力のもと事業を実施した。花博の開催に当たり、フラワーパークを含む「令和 3 年度～令和 7 年度館山寺総合公園の管理に関する基本協定書」の変更や年度協定書の締結は行われていない。
- ・フラワーパークは指定管理施設として利用料金制度を導入しているが、指定管理者からの利用料金変更に係る承認申請により、花博開催期間中は実行委員会が定める入場料金を徴収し、その取扱いについても別途定めることとした。これにより実行委員会の入場券等販売管理本部が入場券の販売促進、販売代金の出納管理・精算などの業務を担い、フラワーパークで販売したフラワーパーク単独当日券は指定管理者、それ以外は浜松市部会でそれぞれ一旦収入することとした。最終的にこれらの収入を合算し、販売手数料等を控除した 3 億 5,268 万円が花博期間中の入場料に係る収入となった。余剰金の分配又は赤字の負担とリスク分担について事前の取決め

はなく、入場料収入は、花博閉幕後の精算時において、市及び指定管理者に駐車場収入 2,985 万円を含めた 3 億 8,253 万円を対象とし、配分することとされた。

- ・入場料収入の取扱いについて、市と指定管理者の協議内容は会議録に記録され、利用料金承認申請による承認は行われていたものの、本監査日である令和 6 年 11 月 21 日時点では収入の取扱いについての協定等の取決めは協議中であり、締結されていない。

所管課に対するもの

【意見】

- ・浜名湖花博 20 周年記念事業について、フラワーパークでは、集客目標である 40 万人を大きく上回る約 50 万人が来場し、県内で約 81.3 億円の経済波及効果をもたらした。
- ・フラワーパークにおける事業の企画、運営等については、実行委員会の浜松市部会が担当し、指定管理者による通常の事業運営を継続しつつ、花博の事業として浜松市部会が新たにメイン花壇を整備するなど、それぞれの事業を重ねて実施した。
- ・今回の花博開催に当たり、前回の経験をもとに開催手法の見直し、事業の効率化などの改善を図ろうとした姿勢は評価できる。しかし、今回についても、指定管理を継続しつつ事業を実施した手法の妥当性について検証する必要があると考える。
- ・指定管理者との基本協定書、年度協定書の改定等を行うことなく通常の指定管理事業を継続したまま花博事業を実施したこと及び余剰金の分配又は赤字の負担とリスク分担の考え方を事前に取り決めておかなかったことの是非について、緑政課は十分な検証を行い、次回以降の事業に活かされたい。また、新しい手法により事業を実施する際には、制度所管課等との調整を行うとともに、他部局の知見の活用を図られたい。

第7 監査対象の概要

監査の期間の初日時点における監査対象の財政援助団体等の概要は次のとおりである。

1 はままつクリエイティブシティブースター事業実行委員会(財政援助団体監査)

(1) 負担金対象者

浜松市中央区元城町 103 番地の 2

はままつクリエイティブシティブースター事業実行委員会

委員長 梅田 英春

(2) 負担金の概要

負担金名	はままつクリエイティブシティブースター事業実行委員会負担金 (令和5年度分)
負担金の目的	「創造都市・浜松」の推進に寄与するために、新たに創造的な活動を始める人財の継続的な創出を目指し、創造的な活動を体験・実践する場を提供する。
負担金交付対象	実行委員会運営費
負担金額	11,223,000 円
所管課	市民部 創造都市・文化振興課

2 浜松シティマラソン実行委員会(財政援助団体監査)

(1) 負担金対象者

浜松市中央区元城町 103 番地の 2

浜松シティマラソン実行委員会

実行委員長 松井 清和

(2) 負担金の概要

負担金名	第20回浜松シティマラソン負担金
負担金の目的	浜松市において、スポーツを通じた健康づくりと地域社会づくりを目指し、さらなる郷土の活性化に寄与するとともに、市民とスポーツ愛好者との相互交流を図る。
負担金交付対象	大会運営費、選手・役員費、事務局費、募集広告費など
負担金額	17,500,000 円
所管課	市民部 スポーツ振興課

3 浜名湖花博 20 周年記念事業実行委員会(財政援助団体監査)

(1) 負担金対象者

静岡市葵区追手町 9 番 6 号

浜名湖花博 20 周年記念事業実行委員会(浜松市部会)

会長 鈴木 康友

(2) 負担金の概要

負担金名	浜名湖花博 20 周年記念事業実行委員会負担金(令和 5 年度分)
負担金の目的	浜名湖花博 20 周年記念事業のうち、浜名湖花博 20 周年記念事業実行委員会(浜松市部会)の運営及び事業実施に要する経費に対し負担金を交付し、円滑に事業を実施する。
負担金交付対象	事業費(運営など)、会議費、事務費など
負担金額	173,418,000 円
所管課	都市整備部 緑政課

4 一般財団法人浜松まちづくり公社(出資団体監査)

(1) 出資団体

浜松市中央区中央一丁目2番1号 イーステージ浜松オフィス棟7階
 一般財団法人 浜松まちづくり公社
 理事長 中西 利充

(2) 団体の概要

設 立	昭和37年4月4日
設 立 目 的	地域のまちづくりを支援するとともに、都市整備事業の促進及び公共施設等の管理を行うことにより、地域社会の発展に貢献することを目的とする。
組 織 〔 令和6年3月 31日現在 〕	ア 役員 10人(理事長1人、常務理事1人、理事6人ほか) イ 評議員 6人 ウ 職員 17人
主 な 事 業	ア 市民主体のまちづくり活動の支援 イ まちづくり及び都市整備に関する調査研究及び普及啓発 ウ 土地区画整理組合等の運営支援 エ 都市整備に関する業務の受託 オ 浜松駅前広場関連施設の管理及び運営 カ 公共工事建設発生土指定受入地の管理及び運営 キ 市営駐車場全4箇所の管理 ク 公共施設等の利用者の利便を図るための物品販売等 ケ 駐車場の管理及び運営
市 と の 関 係	出えん金 110,000,000円(出資比率 25.1%)
所 管 課	都市整備部 都市計画課

5 東海ビル管理株式会社・特定非営利活動法人浜松男女共同参画推進協会グループ(公の施設の指定管理者監査)

(1) 指定管理者

浜松市中央区和田町 708 番地の 1

東海ビル管理株式会社・特定非営利活動法人浜松男女共同参画推進協会グループ

代表者 東海ビル管理株式会社

代表取締役 高橋 一博

(2) 指定管理業務の概要

施設名	浜松市男女共同参画・文化芸術活動推進センター
所在地	浜松市中央区幸三丁目 3 番 1 号
施設の概要	鉄筋コンクリート造 3 階建(地下 1 階) 敷地面積：6,587.99 m ² 延床面積：2,587.92 m ² 多目的施設、車庫
指定期間	令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
指定管理料	7,491,000 円(令和 5 年度分) 7,491,000 円(令和 6 年度分)
利用料金制	導入済
指定管理者の主な業務	ア 男女共同参画及び文化芸術活動の推進を図るための施設の提供に関する業務 イ 管理施設の利用の許可に関する業務 ウ 管理施設の利用に係る利用料金の徴収に関する業務 エ 管理施設の施設及び設備の維持管理に関する業務 オ 上記のほか、市長が必要があると認める業務
所管課	市民部 UD・男女共同参画課

6 公益財団法人浜松市文化振興財団(公の施設の指定管理者監査)

(1) 指定管理者

浜松市中央区板屋町 111 番地の 1
 公益財団法人浜松市文化振興財団
 代表理事 花井 和徳

(2) 指定管理業務の概要

施設名	浜松市市民音楽ホール
所在地	浜松市浜名区新都田三丁目 2 番 1 号
施設の概要	鉄骨造一部鉄筋コンクリート造 5 階建 敷地面積:30,035.27 m ² 、延床面積:6,383.60 m ² 舞台、客席(固定席 1,406 席、車いす席 8 席、親子席 7 席)、楽屋、 控室、機械室、駐車場 等
指定期間	令和 3 年 6 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで 令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
指定管理料	95,100,000 円(令和 5 年度分) 94,110,000 円(令和 6 年度分)
利用料金制	未導入
指定管理者の主な業務	ア 浜松市市民音楽ホール条例第 3 条に掲げる指定事業に関する業務 イ 管理施設の使用許可に関する業務 ウ 管理施設等の維持管理に関する業務 エ 管理施設の使用に係る使用料の徴収に関する業務 オ 上記のほか、市長が必要があると認める業務
所管課	市民部 創造都市・文化振興課

7 TRC・遠鉄アシスト共同事業体(公の施設の指定管理者監査)

(1) 指定管理者

東京都文京区大塚三丁目1番1号
 TRC・遠鉄アシスト共同事業体
 代表者 株式会社図書館流通センター
 代表取締役 谷一 文子

(2) 指定管理業務の概要

施設名	浜松市立中央図書館駅前分室
所在地	浜松市中央区旭町12番地の1(遠鉄百貨店新館9階)
施設の概要	延床面積：122.85㎡(図書館部分) 閲覧席：10席、図書5,000冊、新聞12紙、雑誌160誌
指定期間	令和2年4月1日から令和7年3月31日まで
指定管理料	24,123,000円(令和5年度分) 24,123,000円(令和6年度分)
利用料金制	未導入
指定管理者の主な業務	ア 図書館資料の整理、保存及び利用に関する業務 イ 読書相談に関する業務 ウ 読書会、研究会、鑑賞会、資料展示会等の主催及び奨励に関する業務 エ 時事に関する情報及び参考資料の紹介並びに提供に関する業務 オ 図書館資料の複製に関する業務 カ 館報その他読書資料の発行及び頒布に関する業務 キ 図書館資料の他の図書館との相互貸借に関する業務 ク 施設及び設備の維持管理に関する業務 ケ 上記のほか、教育委員会が必要があると認める業務
所管課	市民部 中央図書館

8 中部ガス不動産・日本管財グループ(公の施設の指定管理者監査)

(1) 指定管理者

愛知県豊橋市広小路三丁目 91 番地
中部ガス不動産・日本管財グループ
代表者 中部ガス不動産株式会社
代表取締役 赤間 真吾

(2) 指定管理業務の概要

施設名	市営住宅
所在地	市内各所
施設の概要	74 団地、83 施設
指定期間	令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで
指定管理料	328,969,960 円(令和 5 年度分) 328,969,960 円(令和 6 年度分)
利用料金制	未導入
指定管理者の主な業務	ア 市営住宅の入居者の募集及び入居促進に関する業務 イ 入居者の入退去等の手続きに関する業務 ウ 家賃、駐車場の使用料等の収納に関する補助業務 エ 管理施設の維持管理に関する業務 オ 入居者への指導及び連絡等に関する業務 カ 上記のほか、市長が必要があると認める業務
所管課	都市整備部 住宅課